



平成27年11月 4日

さいたま市長
清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 齋 藤 友 伸



さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数等
について (答申)

平成27年10月23日に諮問のありましたこのことについて、別紙のと
おり答申します。

答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等」について、社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡及び本市の一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、次のとおり報告を行った。

- 1 市議会議員並びに市長及び副市長の月例給及び特別給のうち、月例給については『据え置くことが適当』であり、特別給（期末手当）については『引上げの改定をするべき』である。
- 2 市長及び副市長については、平成28年4月1日から地域手当の支給率が引き上げられることを踏まえ、月例給総額の水準が変動しないよう、給料月額を引き下げて調整を図る必要がある。
- 3 一般職職員との均衡等を考慮し、市長及び副市長の退職手当の支給割合を引き下げる必要がある。

本審議会は、平成27年10月23日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数」、「市長及び副市長の給料月額」、「市長及び副市長の退職手当の支給割合」について、それぞれの改定実施時期を含めて市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

《審議内容》

- 1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数
国の指定職職員に準じて0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.15月とするべきである。改定時期は、本市の一般職職員や国の指定職職員との均衡を考慮し、平成27年12月1日が妥当である。
- 2 市長及び副市長の給料月額
市長及び副市長の職務は、限られた任期のなかで遂行されるものであり、小刻みな額改定には馴染まない。したがって、地域手当の支給率の段階的な引上げにおける制度完成時の支給率において、現行の月例給の水準を維持することができるよう、給料月額を引き下げるべきである。改定時期は、地域手当の支給率の段階的な引上げが始まる、平成28年4月1日が妥当である。

3 市長及び副市長の退職手当の支給割合

一般職職員における退職手当の支給水準の引下げに準じ、支給割合を引き下げるべきである。改定時期は、平成28年4月1日とする。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数」、「市長及び副市長の給料月額」、「市長及び副市長の退職手当の支給割合」について、次のとおり改定をすべきであると判断する。

答 申

1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数について

- (1) 年間支給月数 3. 15月
- (2) 改定時期 平成27年12月1日

2 市長及び副市長の給料月額について

- (1) 給料月額
- ・ 市長 1, 210, 000円
 - ・ 副市長 951, 000円
- (2) 改定時期 平成28年4月1日

3 市長及び副市長の退職手当の支給割合について

- (1) 支給割合
- ・ 市長 50/100
 - ・ 副市長 33/100
- (2) 改定時期 平成28年4月1日